

鳥取県告示第127号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり北谷土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成22年 3月16日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

退任した役員の氏名及び住所

理事	西山 義治	倉吉市俣谷88
〃	福井 修身	倉吉市中野126
〃	西谷 英男	倉吉市森244
〃	松島 平	倉吉市福本121
〃	福井 守	倉吉市福富108
〃	野島 由紀夫	倉吉市沢谷129
〃	椿 逸弘	倉吉市杉野180
〃	福永 哲規	倉吉市中野121-1
〃	重道 臣	倉吉市長谷71
〃	佐々木 長男	倉吉市大河内442
〃	佐々木 泉	倉吉市大河内118
監事	野島 忠徳	倉吉市沢谷242
〃	重道 宗克	倉吉市長谷62

平成22年 2月23日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事	西山 義治	倉吉市俣谷88
〃	福井 守	倉吉市福富108
〃	森本 伸一	倉吉市森195
〃	松島 義明	倉吉市福本107
〃	野島 由紀夫	倉吉市沢谷129
〃	福寄 敏幸	倉吉市杉野193
〃	笠見 猛	倉吉市中野214
〃	藤井 裕篤	倉吉市中野166
〃	重道 臣	倉吉市長谷71
〃	佐々木 長男	倉吉市大河内442
〃	佐々木 泉	倉吉市大河内118
監事	野島 忠徳	倉吉市沢谷242
〃	西谷 英男	倉吉市森244

平成22年 2月24日就任 任期 4年